

教育プログラムの概要及び採択理由

機 関 名	名古屋大学	申請分野(系)	人社系
教育プログラムの名称	法整備支援をデザインできる専門家の養成		
主たる研究科・専攻名	法学研究科総合法政専攻		
(他の大学と共同申請する場合の大学名、研究科専攻名)			
取 組 実 施 担 当 者	(代表者) 大屋 雄裕		
<p>[教育プログラムの概要]</p> <p>法整備支援をデザインできる専門家の養成 発展途上国、なかでも本学が支援の対象としている体制移行国では、市場経済の導入を進め WTO を中心とする国際貿易体制に参加することが、貧困を解消し国民生活を改善する観点からも目指されている。また、これらの進歩を促進することは単に経済面での改善を意味するだけでなく、自由や人権という価値が守られ得る社会基盤を創出し、「人の安全保障」を実現することにもつながっている。我が国も 2003 年の ODA 大綱において「良い統治(グッド・ガバナンス)に基づく開発途上国の自助努力」の基盤となる「法・制度構築」への協力を「我が国 ODA の最も重要な考え方」と位置付け、積極的に取り組むことを内外に宣言している。このような法整備支援を積極的・効率的に実現していくための人材を養成することが、いま教育機関には求められている。</p> <p>名古屋大学院法学研究科には、日本人学生と 100 名を越す多数のアジアからの留学生が学んでいる。彼らの多くは、学位取得後、政府や地方公共団体などの公共部門、企業などの民間部門で社会運営や組織運営に深く関わる業務に従事する。その場合に必要となるのは、<u>組織や制度を設計し、運用し、紛争を処理する高度の専門能力</u>である。従来の法学研究科の焦点は紛争処理にあったが、法科大学院導入後、ますます制度設計・運用・紛争処理に関する総合的な能力育成の必要が高まっている。本プログラムでは、法学研究科がアジアに展開する日本法教育研究センターや、法整備支援を通じて築いてきた欧米・アジアの政府機関・大学のネットワークを活用して、法整備の現場で実践的な体験を積みつつ、制度に関わる総合的な能力を育成するプログラムを導入する。</p> <p>異分野をカバーする履修体制の構築 法整備の専門家として活躍するためには、既存の法制度に関する知見だけではなく<u>新たな制度の設計能力</u>、その前提となる<u>社会・経済問題に関する広い理解</u>が求められる。また、支援対象国であるアジア諸国の現実に対する理解と、その環境の中で現地側諸機関・国際機関・外国の支援機関などとの協力体制を作り、<u>事業を進めていく能力</u>も必要とされるだろう。</p> <p>そこで本プロジェクトでは、(1) ウィスコンシン大学・コーネル大学など、本学と同じく法整備支援に積極的に取り組んでいる教育機関と協力しつつ、法整備支援に関する<u>国際的な標準カリキュラム</u>を編成し、(2) 経済学研究科など本学関係部局の協力を得て関連分野のコースワークを体系的に整備することにより<u>異分野に対する知識と理解を持つ専門家を育成</u>することを試みる。また、(3) 実際に<u>発展途上国において法整備に関する実習を行なう機会</u>を提供し、制度デザインと組織マネジメントに関する総合的な能力育成を図る。</p> <p>コースワークと海外実地研修 博士前期課程では、国際的に活躍し得る実務家として求められる基礎能力を涵養することを目指す。まず、法学研究科に<u>英語によるコースワーク科目群</u>を開設し、留学生と学びの場を共有しながら法学・政治学に関する知識の向上と人間関係の形成を図る機会を提供する。英語を通じて専門的な知見を学ぶことにより、国際機関や開発支援の現場における外国語の運用能力が向上することも期待できよう。さらに<u>海外実地研修</u>を実施し、発展途上国の環境の中で調査・研究を行なうことを通じて支援対象国の社会と現状に関する理解を深める。国内での準備期間にはプロジェクトの企画・運営・評価プロセスを実際に行ない、大規模プロジェクトの体制構築・運営について理解する。</p> <p>インターンシップから実際のプロジェクトへ 博士後期課程では、前期課程で身に付けた基礎能力をもとに、自律的な研究能力を持つ高度の専門家へと成長させることを目指す。まず、法学部が途上国に開設・運営している「日本法教育研究センター」などで短期の<u>海外インターンシップ</u>を経験し、さらに支援機関・研究機関などで実際にプロジェクト運営に参加する機会を提供する(<u>プロジェクト・マネジメント</u>)。その体験をもとに、<u>クリティカル・ディスカッション・プログラム</u>において研究計画・内容・成果に検討と改善を加え、博士論文へと結びつけていく。論文執筆については、継続的・組織的なフォロー体制を通じて、理論知と実務を架橋した研究の成果を公表することを目指す。</p>			

法整備支援をデザインできる専門家の養成

紛争処理の能力

法制度の設計力

関連分野の広い知識

博士課程修了・学位取得

クリティカル・ディスカッション

研究会で各自の研究計画・内容・成果を検討します
運営は院生主体に行ない
組織運営の実践経験を積みます

海外インターンシップ

実際の法整備支援を経験して
マネジメント能力を伸ばします

支援実施側の
教育機関・
国際援助機関

日本法教育研究センター
(法学研究科)

日本語による日本法教育を通じて
専門家養成を図っています
ウズベキスタン・モンゴルに開設済
今後ベトナム・カンボジアへの展開を
予定しています

支援対象国の
教育機関

海外実地研修

発展途上国において 実際に
調査・研究を経験します

修士課程修了

コースワーク

実務に必要な多様な知識を
留学生との交流を交えながら学修
します

法学・政治学
(英語による講義)

開発関係科目
(その他の部局)

開発経済学
(経済学研究科)

入学

コースワークとプロジェクト経験を通じて広い知見と
高い制度設計能力を持つ専門家を養成します

博士論文執筆支援

定期的な報告書の
提出・発表会の開催を
通じて論文執筆までの
課程をフォローし
自律的な研究能力を
養成します

修士論文執筆支援

<採択理由>

アジア諸国の法整備支援のための人材育成という教育目的は、教育目標の設定に苦勞している他の法学系大学院に比べ、社会のニーズに則した明確な目標設定となっており、高く評価できる。法整備支援のためには、アジア諸国の文化的な背景、歴史的な背景についての知識も欠かせず、また、開発経済学、国際協力に関する学問との連携も必要であり、今後は継続的支援に向けて制度化、体系化への努力が期待される。

海外実施研修、英語によるプログラム重視など、教育目的に合致したカリキュラムを設けているのは評価できるが、法整備支援のためには、法体系全般について、教育プログラムをより強化することも望まれる。